

令和2年度第2回選挙管理委員会議事録

日 時 令和2年9月1日(火) 午前9時から  
 場 所 日進市役所4階 第1会議室  
 出席者 星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員  
 事務局 宇佐美書記長、牧書記、渡辺書記、祖父江書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 1. 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について  
 2. 在外選挙人名簿登録者数(案)について  
 3. 日進市公職選挙管理規程の一部改正(案)について  
 4. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和2年度第2回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料1により説明いたします。 本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日及び登録日については令和2年9月1日であります。 住所要件は、令和2年6月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。 年齢要件は、平成14年9月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和2年4月30日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。 ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性35,998人、女性36,832人、合計72,830人となりました。前回6月の定時登録より合計で400人増加しました。 また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。 日進市条例の制定改廃等に必要署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,457人、議会の解散、市長のリコール等に必要署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,277人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,139人となります。資料

	<p>2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの72,830人について、投票区別の登録状況が示してあります。</p> <p>それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしく申し上げます。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。</p> <p>資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分6月の定時登録以後、資料3のとおり3人登録、5人を抹消しました。これにより、9月2日現在の登録者総数は、男性35人、女性30人の合計65人となり、前回6月の定時登録と比べ合計で2人の減少です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの65人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。</p> <p>それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思っております。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3 日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）につい</p>

	<p>て、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）について、資料5により説明します。資料5をご覧ください。候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について、性別、年齢等を告示事項とすることで、プライバシーの観点から立候補に支障を来すおそれがあることに鑑み国政選挙において告示事項等の見直しが行われました。この見直しにあわせ日進市公職選挙管理規程においても、性別、年齢等を立候補届出に係る告示事項としないこととするものです。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ資料5のとおり規程の改正を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。</p>
委員	<p>立候補届出も告示事項の見直しにあわせ変更されますか。</p>
事務局	<p>立候補届出については、変更の予定はありません。</p>
委員長	<p>それでは、議題3の日進市公職選挙管理規程の一部改正（案）については、事務局案のとおり承認します。</p>
事務局	<p>続きまして、議題4のその他について何か議題はありますか。 3点報告事項があります。</p> <p>1点目は、愛知県知事大村秀章解職請求についてです。令和2年7月31日に、地方自治法施行令第116条において準用する同令第91条第1項の規定に基づき、37名から愛知県知事大村秀章解職請求代表者証明書の交付申請がありました。この解職請求に関するスケジュールについては、資料6のとおりとなります。8月25日に愛知県選挙管理委員会により請求代表者証明書交付の旨の告示がなされており、現在解職請求者による署名収集期間中になります。この署名収集は、選挙が行われている期間は禁止となっているため、市町村の選挙状況に応じて、署名収集期間の期限が異なってきます。本市においては、現在のところ選挙が行われない市町村にあたるため署名収集期限は、10月25日までとなり、11月4日までに署名簿の仮提出がなされます。仮提出後の流れについては、全国的にも前例がなく不明な点が多いため、9月10日に開催される愛知県選挙管理委員会主催の説明会で確認し、9月18日に開催される第3回選挙管理委員会にて報告いたします。</p> <p>また、現在のところ選挙が行われない市町村にあると申し上げましたが、自民党の総裁選、首相指名の流れにおいて、衆議院の解散、総選挙の可能性が報道されています。10月25日や11月という報道もありますが、そうなりますとコロナ禍での選挙となりますので、これまでに執行されました東京都知事選挙でのガイドラインなどを参考にコロナ対策をとっての選挙になると考えられます。また、それにより、署名収集期間が延長され</p>

	ることになります。
委員長	ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。
委員	特になし
委員長	続いて、事務局は2点目と3点目について説明をお願いします。
事務局	<p>2点目は、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」作品の日進市選出作品の選出についてです。市内各小中高等学校児童生徒から応募があります作品を第3回選挙管理委員会後に選出する予定です。概ね1時間程度を予定していますので、選出にご協力をお願いいたします。</p> <p>3点目は、全国市区選挙管理委員会連合会表彰規程に基づく表彰についてです。同表彰規程第1条の規定により5年以上選挙管理委員会委員長として在職されている星野委員長が表彰されました。</p>
委員長	質問及び意見はありますか。
委員	特になし
委員長	他に議題はありますか。
事務局	ありません。
委員長	それでは、第2回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時30分閉会